

別表「対象となる手帳と等級」

○「身体障害者手帳」

障がい名	本人運転	家族・介護者運転
視覚障害	1級から4級	1級から4級
聴覚障害	2級、3級	2級、3級
平衡機能障害	3級	3級
音声機能障害、言語機能 又はそしゃく機能障害	3級 (喉頭摘出者に限る)	3級 (喉頭摘出者に限る)
上肢機能障害	1級、2級	1級、2級
下肢機能障害	1級から6級	1級から3級
運動機能障害	上肢機能	1級、2級
	移動機能	1級から6級
体幹機能障害	1級から3級、5級	1級から3級
心臓機能障害	1級、3級	1級、3級
腎臓機能障害	1級、3級	1級、3級
呼吸器機能障害	1級、3級	1級、3級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級	1級、3級
小腸機能障害	1級、3級	1級、3級
ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害	1級から3級	1級から3級
肝臓機能障害	1級から3級	1級から3級

○「療育手帳(三重県発行のものに限る)」

障がい名	本人・家族・介護者運転
知的障害(療育手帳)	A1、A2、A最重度、A重度

○「精神障害者保健福祉手帳」

障がい名	本人・家族・介護者運転
精神障害	1級

*戦傷病者の該当等級は別途お問い合わせください。

*有効期限が過ぎた手帳は対象となりませんのでご確認ください。「療育手帳」の場合は「次の判定月」、「身体障害者手帳」の場合は「再認定年月」(記載されている場合のみ)を有効期限とします。

*表中の「家族・介護者運転」には、使用目的や自動車の種類で条件がありますのでご注意ください。

○申請場所及びお問い合わせ先

担当課	住所	問い合わせ
松阪市役所市民税課税政係	〒515-8515 松阪市殿町1340番地1	☎ 53-4026
嬉野地域振興局地域住民課	〒515-2324 松阪市嬉野町1434番地	☎ 48-3805
三雲地域振興局地域住民課	〒515-2112 松阪市曾原町872番地	☎ 56-7908
飯南地域振興局地域住民課	〒515-1411 松阪市飯南町粥見3950番地	☎ 32-2510
飯高地域振興局地域住民課	〒515-1592 松阪市飯高町宮前180番地	☎ 46-7113

*業務時間は、月曜日から金曜日(祝日、振替休日及び12月29日から1月3日を除く)の午前8時30分から午後5時15分です。

